## 役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(趣旨及び目的)

第1条 この規程は、公益財団法人岩手県国際交流協会定款第18条及び第35条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めるものとし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)第197条において準用する第89条、同第105条及び第196条並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第5条第13号の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることを目的とする。

(報酬の種類)

第2条 常勤役員の報酬は、本給及び特別手当とする。

(報酬の決定基準)

第3条 本給の報酬月額は、別表のとおりとし、各々の常勤役員の報酬月額は、別表に基づき、その職務、 資格等を勘案して、理事会で決定するものとする。

(特別手当)

第4条 特別手当は期末手当及び寒冷地手当とし、その支給基準及び支給日については、職員給与規程の規 定に準ずるものとする。

(報酬の支払方法)

- **第5条** 報酬は、その金額を通貨で、直接常勤役員に支払うものとする。ただし、法令に基づき報酬から控除すべき金額がある場合には、その常勤役員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。
- 2 常勤役員が報酬の全部又は一部につき自己の預金口座への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(報酬の支給日)

第6条 報酬(特別手当を除く。次条において同じ。)は、その月の月額の全額を毎月15日に支給する。ただし、支給日が休日に当たるときは、職員給与規程の規定に準じて支給する。

- 第7条 新たに常勤役員になった者には、その日から報酬を支給する。
- 2 常勤役員が、退任し、又は解任された場合には、その日までの報酬を支給する。
- 3 常勤役員が死亡により退任した場合には、その月までの報酬を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により報酬を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額は、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(費用)

- **第8条** 役員及び評議員がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。
- 2 前項の費用のうち、理事会及び評議員会に出席する場合の費用については、会議出席旅費として、常勤 役員を除く役員及び評議員に交通費の実費及び現地経費3,000円を支払うものとする。
- 3 前項に規定する会議出席旅費以外の費用については、職員の例によるものとする。
- 4 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は職員給与規程の規定に準ずるものとする。

(端数の処理)

- **第9条** この規程により計算した金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。 (公表)
- 第10条 この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(補則)

- 第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を得て、理事長が別に定めるものとする。 (改廃)
- 第12条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則 (平成22年6月17日)

この規程は、公益財団法人岩手県国際交流協会の設立の登記の日から施行する。

附則

この規程は、平成23年4月22日から施行する。

附則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

## 別表(常勤役員の報酬月額)

(単位:円)

|      | (        |
|------|----------|
| 뮺    | 報酬月額     |
| 第1号  | 150, 000 |
| 第2号  | 200, 000 |
| 第3号  | 250, 000 |
| 第4号  | 314, 000 |
| 第5号  | 349,000  |
| 第6号  | 389,000  |
| 第7号  | 395,000  |
| 第8号  | 445, 000 |
| 第9号  | 500, 000 |
| 第10号 | 560, 000 |